

# 相続定期預金

～相続された資産の運用をお考えのお客様へ～

大切な方から受け継いだ資産だからこそ、感謝をこめて大切に扱いたい。そのお気持ちにお応えするため、上越しんきんでは、特別金利の定期預金でお預かりいたします。



◇お取扱期間◇ 平成29年4月3日(月)～平成30年3月30日(金)

◇対象◇ 金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客様

1年もの  
店頭表示金利

十年 **0.10%**

(税引き前)

- ※ ご都合により中途解約される場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用します。
- ※ 金利上乗せは初回満期日までとし、自動継続後は店頭表示金利となります。
- ※ お預け入れ金額は、1顧客につき、相続により取得した金額の範囲内とします。

## ◇必要書類◇

### ※ 当金庫で相続のお手続きをされた方

- ①本人確認書類 ②印鑑(預金口座開設印)

相続のお手続き時に当金庫にご提出していただいた書類を確認させていただきます。

### ※ 当金庫以外での相続のお手続きをされた方

- ①本人確認書類 ②印鑑(預金口座開設印)

「金融機関での相続完了時期」「お預けされる方が相続人であること」「相続で取得した金額」が確認できる書類

## ◇その他◇

- ※ お利息には20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)がかかります。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので、20.315%(国税15.315% 地方税5%)の税金がかかります。なお、税引後の利率は目安であり、小数点第4位以下を切り捨てて表記しています。ただし、マル優が適用される方は、マル優にてお取扱い致します。

- ※ この預金は預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。